

賃貸借契約書(案)

件名 日本芸術文化振興会伝統芸能情報館2階図書閲覧室用エアコンの賃貸借

代金額 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額金 円)

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)とは、日本芸術文化振興会伝統芸能情報館2階図書閲覧室用エアコン(以下「装置」という。)について、上記の代金額で次の条項によって契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づいて装置を甲の指定した場所に設置し、甲に賃貸する。

2 乙が履行すべき給付内容は、別紙の仕様書で明記されたものとする。

(契約期間等)

第2条 契約期間及び賃貸借期間は、以下のとおりとする。

(1) 契約期間 契約締結日から令和9年6月30日まで

(2) 装置の賃貸借期間 令和8年4月20日から令和9年6月30日まで

2 本契約が終了後も、本条、本契約第5条第2項、第6条から第7条まで、第10条、第18条から第20条まで、第22条第3項、第23条第4項、第24条、第26条から第27条までの規定の効力は、有効に存続する。

(代金の支払)

第3条 上記代金額のうち、賃貸借料は金 円(うち消費税額及び地方消費税額金 円)、搬入・設置工事に係る代金は金 円(うち消費税額及び地方消費税額金 円)、取外し工事・搬出に係る代金は金 円(うち消費税額及び地方消費税額金 円)とする。

2 賃貸借料は、別紙支払計画表に基づき、月ごとに支払うものとする。

3 乙は、該当月の翌月5日までに賃貸借料の請求書を甲の財務部施設課に送付する。甲は、請求書を受理した日から30日以内に甲乙間で合意した銀行口座に送金して支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。

4 搬入・設置工事に係る代金は設置工事完了後、取外し工事・搬出に係る代金は搬出完了後にそれぞれ一回に支払うものとする。

5 乙は、第8条第2項の検査合格後に搬入・設置工事に係る代金の請求書を、搬出完了後に取外し工事・搬出に係る代金の請求書を、それぞれ甲の財務部施設課に送付する。甲は、各請求書を受理した日から30日以内に甲乙間で合意した銀行口座に送金して支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。

(契約保証金)

第4条 甲は、乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

(施設等の使用)

第5条 甲は、本件業務の遂行に必要な施設及び設備を、乙に無償で使用させることができる。

2 乙は、前項の施設及び設備を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、乙又は乙の使用人が故意又は重大な過失によりこれを滅失又は毀損したときは、弁償の責めを負うものとする。

(使用人に関する乙の責任)

第6条 乙は、乙の使用人が本契約に関連して行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(納入及び検査)

第8条 乙は、装置に係る搬入・設置工事等を完了し、装置を正常に使用できる状態にして、甲に納入するものとする。なお、納入日程及び方法等の詳細は、別紙の仕様書の定めによるほか、次項に定める甲が行う検査を令和8年4月20日までに完了することができることを前提として、別途甲乙の協議によりこれを定める。

2 甲は、前項の納入を受けた日から令和8年4月20日までに、乙が納入した装置が本契約の内容に適合しているか否かを検査し、その結果を口頭又は書面（ただし電子メールその他の電磁的記録を含む。以下、本条において同じ。）により、乙に対して通知する。

3 甲は、前項の検査のため必要に応じて乙に対して業務完了報告の説明及び関係資料の提出を求めることができる。

4 装置が第2項の検査に合格しない場合は、甲は、乙に対し口頭又は書面により第10条第1項に基づく要求を行い、乙は、甲の要求に基づき適切かつ速やかに装置を整備して再検査を受けるものとする。

(危険負担)

第9条 装置について、前条に定める検査が完了する前に滅失、損傷、変質その他の損害（以下「滅失等」という。）が生じた場合には、当該滅失等は、甲の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き、乙の負担とする。

2 装置について、当事者双方の責めに帰することのできない事由によって滅失等が生じた場合、甲は乙に対して、請負代金の支払いを拒むことができる。

(契約不適合)

第10条 甲は、装置が、その種類、品質又は数量等に関して本契約の内容に適合せず、かつ、そ

れが第8条に定める検査でも発見できないものであった場合（以下「契約不適合」という。）には、乙に対し、装置に係る修補、部品交換、代替品若しくは不足分の引渡し（以下、総称して「履行の追完」という。）又は代金の減額のうちから一つ又は複数の手段を選択し、請求することができるものとする。なお、甲は、乙に対して代金の減額を請求する場合には、事前に相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。

2 契約不適合が甲の故意又は重大な過失によるものであるときは、甲は、前項の規定による履行の追完及び代金の減額の請求をすることはできない。

3 第1項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げるものではない。

4 甲は、契約不適合を発見したときは、当該契約不適合を発見した日から1年以内にその旨を乙に対し書面により通知しなければ、当該契約不適合を理由として、前三項に定める履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

5 本契約においては、商法第526条及び民法第562条第1項ただし書は適用しない。

（搬入及び現地調整等）

第11条 乙は、別紙支払計画表に定める搬入・設置工事に係る代金を除き、装置の搬入、据付け及び現地調整に要する費用を負担するものとする。

（修理）

第12条 乙は、装置が故障、破損等したときは、直ちに装置を交換しなければならない。

（装置の管理）

第13条 装置の所有権は乙に属し、甲は装置の設置場所の温度、湿度、通風及びその他良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 甲は、装置を第三者の権利の目的物とすることができない。

（禁止行為）

第14条 甲は、乙の了承なく装置のほかの器具及び部品の装着、装置の一部の取外し等、現状を変更する行為をしてはならない。

（装置の移転）

第15条 甲は、装置を仕様書に定める設置場所から他の場所へ移転する必要があるときは、あらかじめ書面をもって乙に協議するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

（装置の改良等）

第16条 甲は、甲の要求により装置に改良を加える等特別な保守を行う必要があるとき又は甲の故意若しくは重大な過失により装置の修理若しくは調整を行う必要があるときは、あらかじめ書面をもって乙に協議するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

（装置の返還）

第17条 本契約が期間満了又は契約解除等により終了したときは、甲は装置を乙に返還するものとする。返還に要する費用は、別紙支払計画表に定める取外し工事・搬出に係る代金を除き、乙が負担するものとする。

2 装置を返還した後の旧設置場所の修復に要する費用は、甲が負担するものとする。

（事故）

第18条 乙の使用人が、甲の施設内においてなす業務上の行為はすべて乙の責任とする。また、乙の使用人が業務上負傷し、又は死亡した場合は、すべて乙の責任とする。

(原状回復)

第19条 乙が甲の設備その他を毀損又は滅失したときには、直ちに甲に報告するとともに、その毀損又は滅失が乙の故意又は過失によるときは、乙の負担において原状に回復するものとする。

(秘密保持)

第20条 甲及び乙は、本契約の締結及び本件役務をなすに当たって知り得た相手方の秘密、情報等を外に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、本契約期間終了後においても有効とする。

(身分証明書の携行)

第21条 乙は、乙の従業員又は指定する者を装置の不具合発生等により装置の設置場所に立ち入らせる場合は、当該立入者に身分証明書を携行させなければならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく本件業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。

(2) 前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。

(2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。

(4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。

(5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。

(7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。

(8) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合。

(9) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。

3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができ

るものとする。

(反社会的勢力の排除)

第23条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第24条 乙は、本契約の定めに反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第25条 乙又は乙の役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「貸貸人等」という。）に対して行われたときは、貸貸人等に対する命令で確定したものをいい、貸貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、貸貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（遅延利息）

第26条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不可抗力）

第27条 甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の

履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

(合意管轄)

第28条 甲及び乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

(協議事項)

第29条 本契約書に定めのない事項については、民法その他関係法令に則り、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通ずつを保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 眞理子

乙

支払計画表

件名：日本芸術文化振興会伝統芸能情報館 2階図書閲覧室用エアコンの賃貸借

【賃貸借料】

	単価 (円・税抜)	数量 (台)	合計金額 (円・税抜)	消費税額 (円)	合計金額 (円・税込)
令和8年4月分		2			
令和8年5月分		2			
令和8年6月分		2			
令和8年7月分		2			
令和8年8月分		2			
令和8年9月分		2			
令和8年10月分		2			
令和8年11月分		2			
令和8年12月分		2			
令和9年1月分		2			
令和9年2月分		2			
令和9年3月分		2			
令和9年4月分		2			
令和9年5月分		2			
令和9年6月分		2			
合計金額					(A)

※令和8年4月分は、令和8年4月20日から令和8年4月30日までの賃貸借料とする。

【その他の料金】

	金額 (円・税抜)	消費税額 (円)	支払金額 (円・税込)
搬入・設置工事に係る代金			(B)
取外し工事・搬出に係る代金			(C)

支払総額 (A+B+C) =

--